特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	健康増進関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

潮来市は、健康増進関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県潮来市長

公表日

令和7年10月10日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

」	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	健康増進関係事務
②事務の概要	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって 主務省令で定めるものに係る事務を行う。
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名
宛名情報ファイル 検診情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)第9条第1項、別表の第111項 並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第54条
4. 情報提供ネットワークシ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日総務省・デジタル庁令第九号)第2条139項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	市民福祉部かすみ保健福祉センター
②所属長の役職名	センター長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	□ 311-2493 茨城県潮来市辻626 潮来市 総務部 総務課 TEL (0299)63-1111(代表)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

聞311-2490 茨城県潮来市島須777 潮来市 かすみ保健福祉センター TEL (0299)64-5240

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		€満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か		令和7年10月1日 時点				
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	7年10月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
	項目評価書]	雷占 陌日 亚 価聿	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 又は全項目評価書において、リスク	全項目評価書	
されている。	心(成)別に りいくは、てれてれ	"里尔境口計‴音	大は主項日計画音において、リヘ)	ノ対東の計画が記載	
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワークシス	テムを通じた入	手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通り	じた提供を除く。) []提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	ι]接続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。			

9. 監査						
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査					
10. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する						
[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 と選択肢 >						
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>					
判断の根拠	情報提供不少ドプーグンステムを通じて利用できる事務へのアクセス権限を担当職員のみに設定し、「 イン時には生体認証を含む二要素認証を用いてアクセスするため。	- '				

変更箇	所				
変更日	項目 5.評価実施機関における担当	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月30日	部署	センター長 石田栄美子	センター長	事後	
平成30年9月30日	7.特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	〒311-2493 茨城県潮来市辻626 潮来市 総務部 総務課	〒311-2493 茨城県潮来市辻626 潮来市 総務部 総務課 TEL (0299)63-1111(代表)	事後	
平成30年9月30日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒311-2434 茨城県潮来市島須777	潮来市かすみ保健福祉センター TEL (0299)64-5240	事後	
平成30年9月30日	1.対象人数	平成29年9月1日時点	平成30年9月1日時点	事後	
平成30年9月30日	2.取扱者数	平成29年9月1日時点	平成30年9月1日時点	事後	
令和1年6月13日	1.対象人数	平成30年9月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	
令和1年6月13日	2.取扱者数	平成30年9月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	
令和2年6月4日	1.対象人数	平成31年6月1日時点	平成32年6月1日時点	事後	
令和2年6月4日		平成31年6月1日時点	平成32年6月1日時点	事後	
令和3年9月1日 令和3年9月1日	1.対象人数 2.取扱者数	令和2年6月1日時点 令和2年6月1日時点	令和3年8月1日時点 令和3年8月1日時点	事後	
帝和4年3月10日	1.特定個人情報ファイルを取 リ扱う事務 ② 事務の概要	健康増進法の規定に則り 成入健診情報の管理、案内通知の出力、統計 報告資料片成、データ分析等の事務を行う。 特定個人情報でプルは、以下の場合に使用 する。 動きを表しびが、移動の受診時の対象者 可否の判断に関する事務 ごなる事務 ごなる事務 ごは、通知、結果の管理に関 3.2 健康教育、生活管質病に関する教育の実 施、相談、通知に関する事務	国原増進流(中級・円路・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・	事前	
令和4年3月10日	1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム	人情報について情報連携を行う。 健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー	事前	
令和4年3月10日	2.特定個人情報ファイル名	成人健診ファイル	宛名情報ファイル 検診情報ファイル	事前	
令和4年3月10日	3.個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一 第76項	行政手続における特定の個人を推別するため の番号の利用等に関する法律(平成二十五年 五月三十一日は株第二十七号)第9条第1項、別 別表第一の第78章 対して10分割を 10分 10分割を 10分 10分割を 10分割を 10分割を 10分割を 10分割を 10分割を 10分 10分 10分 10分 10分 10分 10分 10分 10分 10分	事前	
令和4年3月10日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月10日	5.情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠		行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成二十五年 五月三十一日法律第二十七号)第19条第8号 及び番号別表第二の102の2の項	事前	
令和4年7月1日	1.対象人数	令和3年8月1日 時点	令和4年7月1日時点	事前	
令和4年7月1日	2.取扱者数	令和3年8月1日 時点	令和4年7月1日時点	事前	
令和5年6月16日	1.対象人数	令和4年7月1日時点	令和5年7月1日時点	事前	
令和5年6月16日		令和4年7月1日時点	令和5年7月1日時点	事前	
令和6年6月28日		令和5年7月1日時点	令和6年7月1日時点	事前	
令和6年6月28日	2.取扱者数	令和5年7月1日時点	令和6年7月1日時点	事前	
令和6年6月28日	2.무나품은 아래마 크수 노이	行政手続における地定の個人を提別するため の番号の利用等に関する法律(甲烷二十五年 別表第一〇年76項を12年(十万年年 別表第一〇年76項を12年7日年年 開する途中保定、日本7年7日年 日本7年7日 日本7年7日年 日本7年7日 日 日本7年7日 日本7年7日 日本7年7日 日本7年7日 日本7年7日 日本7年7日 日本7年7日 日本7年7日 日本7年7日 日本7年7日 日本7年7日 日本7年7日 日本7年7日 日本7年7日 日本7年7日 日本7年7日 日本7年7日 日本7年7日 日	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年 五月三十一日は神祭二十七号) 新9条第1項、 別表の第11項 並びに行政手続きにおける特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律(列表の 土務名令で定める事務を迎める等の学成と 十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第 54条	事前	
令和6年6月28日	4.情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を施別するため の番号の利用等に関する法律(平成二十五年 五月三十一日)第19条第8号 及び番号別表第二の102の2の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年 五月三十一日は終第二十七号)第19条第8号 及び行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律第十九条 第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令令和7年五月二十四日総務省・デ ジタル庁令第九号)第2条133項	事前	
令和7年10月10日	IV リスク対策8. 人手を介在 させる作業 人 為的ミス が発生	-	十分である。	事前	
令和7年10月10日	させる作業人為的ミスが発生 Ⅳ リスク対策8. 人手を介在 させる作業判断の根拠	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー 登録事務に係る機断的なガイドラインに従い、 マイナンバー登録や副本登録の際には、本人 からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット 開金を行う際には4情報又は住所を含む5情 報による開金を行うことを厳守している。	事前	
令和7年10月10日	IV リスク対策11. 最も優先 度が高いと考えられる対策最 も優先度が高いと考えられる 対策	-	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事前	
令和7年10月10日	IV リスク対策11. 最も優先 度が高いと考えられる対策当 該対策は十分か【再掲】	-	十分である。	事前	
令和7年10月10日	IV リスク対策11. 最も優先 度が高いと考えられる対策判 断の根拠	-	情報提供ネットワークシステムを通じて利用できる事務へのアクセス権限を担当職員のみに設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を用いてアクセスするため。	事前	
令和7年10月10日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつの時点の計数か	令和6年7月1日	令和7年10月1日	事前	
令和7年10月10日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつの時点の計数か	令和6年7月1日	令和7年10月1日	事前	